

広島県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

### 広島県条例第六十一号

#### 広島県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

広島県心身障害者扶養共済制度条例（昭和四十五年広島県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項の表及び第四項の表中「三、五〇〇円」を「九、三〇〇円」に、「四、五〇〇円」を「一、四〇〇円」に、「六、〇〇〇円」を「一四、三〇〇円」に、「七、四〇〇円」を「一七、三〇〇円」に、「八、九〇〇円」を「一八、八〇〇円」に、「一〇、八〇〇円」を「二〇、七〇〇円」に、「一三、三〇〇円」を「一三、三〇〇円」に改める。

第十三条第三項第一号中「二万円」を「五万円」に改め、同項第二号中「五万円」を「十二万五千元」に改め、同項第三号中「十万円」を「二十五万円」に改め、同条第四項第一号中「二万円」を「五万円」に改め、同項第二号中「五万円」を「十二万五千元」に改め、同項第三号中「十万円」を「二十五万円」に改める。

第十三条の二第二項第一号中「三万円」を「七万五千元」に改め、同項第二号中「五万円」を「十二万五千元」に改め、同項第三号中「十万円」を「二十五万円」に改め、同条第三項第一号中「三万円」を「七万五千元」に改め、同項第二号中「五万円」を「十二万五千元」に改め、同項第三号中「十万円」を「二十五万円」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

##### （経過措置）

2 改正後の第六条第二項の規定にかかわらず、この条例の施行の日の前日において、広島県心身障害者扶養共済制度に加入している者及び他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度に加入している者であつてこの条例の施行後に広島県心身障害者扶養共済制度条例（以下「共済制度条例」という。）第四条第二項の規定により広島県心身障害者扶養共済制度に加入したもの（以下これを「改正前加入者」という。）は、次

の各号に定める掛金を県に納付しなければならない。

一 昭和五十四年十月一日以後に加入した者であつて、加入者となつたときの年齢が四十五歳以上であつたもの及び昭和六十一年四月一日以後に加入した者であつて、加入者となつたときの年齢が四十五歳未満であつたものについては、共済制度条例第六条第一項中「加入者」とあるのは「昭和五十四年十月一日以後に加入した者」と、「加入を認められた日の属する月から」とあるのは「その加入したときの年齢に感じ」と読み替え、改正後の第六条第二項の掛金の額は、加入したときの年齢に係る次の表の上欄に掲げる年齢区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

| 年 齢 区 分    | 掛 金 月 額 |
|------------|---------|
| 三五歳未満      | 五、六〇〇円  |
| 三五歳以上四〇歳未満 | 六、九〇〇円  |
| 四〇歳以上四五歳未満 | 八、七〇〇円  |
| 四五歳以上五〇歳未満 | 一〇、六〇〇円 |
| 五〇歳以上五五歳未満 | 一、六〇〇円  |
| 五五歳以上六〇歳未満 | 一、八〇〇円  |
| 六〇歳以上六五歳未満 | 一四、五〇〇円 |

二 前号に掲げた者以外の者については、共済制度条例第六条第一項中「加入者」とあるのは「昭和六十一年三月三十一日における加入者で加入したときの年齢が四十五歳未満であつたもの（制度発足時に特例措置により六十五歳未満で加入した者を含み、「と」、「加入を認められた日の属する月から」とあるのは「昭和六十一年四月一日における年齢に感じ」と、「二十年」とあるのは「二十五年」と読み替え、改正後の第六条第二項の掛金の額は、次の表の上欄に掲げる昭和六十一年四月一日現在における年齢区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

| 昭和六十一年四月一日現在における年齢区分 | 掛 金 月 額 |
|----------------------|---------|
| 三五歳未満                | 五、六〇〇円  |
| 三五歳以上四〇歳未満           | 六、九〇〇円  |
| 四〇歳以上四五歳未満           | 八、七〇〇円  |
| 四五歳以上                | 一〇、六〇〇円 |

3 改正後の第六条第四項の規定にかかわらず、改正前加入者であつてこの条例の施行の日の前日において口数追加されているもの（以下「改正前口数追加加入者」という。）については、同項の加算掛金の額は、口数追加されたときの年齢に係る前項第一号の表

の上欄に掲げる年齢区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

4 改正後の第十三条第三項の規定にかかわらず、改正前加入者に係る弔慰金の額は、加入期間に係る次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 一年以上五年未満のとき 三万円
- 二 五年以上二十年未満のとき 七万五千元
- 三 二十年以上のとき 十五万円

5 改正後の第十三条第四項の規定にかかわらず、改正前口数追加加入者（その扶養する心身障害者の死亡時において、共済制度条例第十六条第二項の規定により加入者としての地位を失っていない者を除く。）に係る弔慰金については、口数追加期間に係る前項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算する。ただし、口数追加期間が一年に満たないときは、この限りでない。

6 改正後の第十三条の二第二項の規定にかかわらず、改正前加入者に係る脱退一時金の額は、加入期間に係る次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 五年以上十年未満のとき 四万五千元
- 二 十年以上二十年未満のとき 七万五千元
- 三 二十年以上のとき 十五万円

7 改正後の第十三条の二第三項の規定にかかわらず、改正前口数追加加入者に係る脱退一時金については、口数追加期間に係る前項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算する。

8 共済制度条例第十三条の二第四項の規定にかかわらず、改正前口数追加加入者に係る脱退一時金の額は、口数を減少した日まで継続する加入期間又は口数追加期間に応じ、次の各号に定める額とする。

- 一 加入者となったときの口数（二口同時加入者は、そのうちの一口）を減少するとき  
は、加入期間に係る附則第六項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額
- 二 口数追加加入者となったときの口数を減少するときは、加入期間又は口数追加期間に係る附則第六項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額

9 この条例の施行前の心身障害者の死亡に係る弔慰金並びに加入者の申出及び口数の減少に係る脱退一時金の額については、なお従前の例による。